

議案第58号

守谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年守谷市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の守谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号。以下「平成29年改正省令」という。）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる平成29年改正省令による改正前の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）（平成29年改正省令附則第3条の規定による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員を含むものとする。

平成29年 9月1日 提出

守谷市長 松丸修久

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
58号	1

提案理由（議案第58号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、主任介護支援専門員の定義を改めることを目的とした介護保険法施行規則の一部を改正する省令が施行されたことにより、条例における引用条項が削除されたことに伴い、当該引用条項を削るため、条例の一部を改正するものです。

省令における用語の定義の変更によるものであるため、条例改正による実務上の変更があるものでありませんが、省令の改正により、主任介護支援専門員が、更新研修を受講する時期が不明確であること、及び更新研修を修了しなければ主任介護支援専門員の要件を満たさないかのように読めるといった問題が解決されております。

また、省令改正において、改正前の規定を前提としていた経過措置規定が削られ、代わりに新たな経過措置規定が定められたことに伴い、本案附則において当該措置に対応するための経過措置規定を設けております。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

参考資料

守谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）_____に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>	<p>(員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）<u>（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u>に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>